

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 3 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530088

研究課題名(和文) 企業結合関係における利益相反取引規制・競争規制のあり方

研究課題名(英文) Rules and Regulations on Conflict of Interest Transactions and Copetitive Transactions in Group of Companies

研究代表者

北村 雅史(KITAMURA, Masashi)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：90204916

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)： 企業結合関係を念頭に置いて、利益相反取引・競争取引に係る取締役の責任に関する論点の検討を行った。とくに、債権法改正の動向を踏まえて、これまでの規制のあり方を再検討した。

親子会社関係については、親会社と子会社の株主・債権者の保護に関する論点を検討した。とりわけ、企業結合の形成後の親会社株主の保護に焦点をあて、多重代表訴訟、子会社の基礎の変更に関する親会社株主の関与等の重要課題について、平成26年会社法改正との関係も重視して、詳細な検討を行った。また、会社分割による企業再編の際の債権者保護の観点から、詐害的会社分割に関する判例・学説の動向と平成26年会社法改正の影響について、検討した。

研究成果の概要(英文)： This research deals with issues relating to the fiduciary duty of directors in the group of companies and the adjustment of interest between the controlling company and the controlled companies. As to the fiduciary duty, I paid my attentions to the rules and regulations on the directors facing conflict of interest transactions or competitive transactions between the companies that belong to the same group. As to the adjustment of interests between the group companies, I paid my attention to the protection of the shareholders of controlling (holding) company after the formation of company group. Before the formation of that group, those shareholders could sue the liability of the directors of the company doing real business directly and participate in the basic change of that company through the shareholders meeting. After the formation of that group, those shareholders of the holding company should be given similar rights to the controlled companies and their directors.

研究分野：社会科学

キーワード：商法 会社法 企業結合 利益相反取引

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 取締役・会社間の利益相反取引や取締役の競業取引は、取締役・会社間に利益相反状態が生じる典型的な事例として、これらを規制するために商法制定時より一般予防的な明文規定が置かれてきた。当該規定の適用範囲・解釈については、従来、学説上の議論がさかんに行われ、裁判例の蓄積もある。もっとも、利益相反取引や競業に関する会社法の規制は、会社と取締役個人あるいは取締役が代理・代表する当該会社と関係のない他の会社との間で問題になる場合(以下「古典的利益相反」という)を念頭において形成されてきたところ、同一企業グループに属する会社間において、利益相反取引や競業取引が行われる場合に、古典的利益相反を前提として形成されてきた解釈論をそのまま適用すべきではないとの見解が有力に主張されるようになってきた。

企業結合関係にかかる会社法上の論点としては、支配会社の株主の保護、従属会社の少数株主の保護、企業再編の場合の債権者の保護が主なものとなる。また、それらに関連して支配従属会社間の利益相反が問題になる場合、それぞれの会社の取締役の行為規範のあり方も検討課題となる。前者については、平成26年会社法改正に向けて、活発な議論がされてきた。後者については、平成17年制定会社法の下で新たな責任法制が導入されたこととの関係で、より精緻な解釈論の展開が要請されるようになった。

(2) 研究代表者は、本研究の開始前に、古典的な利益相反を前提として取締役の行為規範および責任について研究を続けてきた。また、企業結合関係についても、企業結合の形成過程における株主保護、企業再編における株主保護について、相次いで研究成果を公表してきた。本研究は、研究代表者のこれまでの研究を有機的に発展させようとするものである。

## 2. 研究の目的

(1) 利益相反取引・競業取引に関する会社法の規制を、企業結合関係に適用する場合にどのような問題があるかを検討する前提として、会社法の規制の解釈論を整理したうえで、現在の解釈論の到達点を明らかにする。

(2) 支配従属会社間において、取引や事業機会の配分が行われるときの規制に関する内外の研究成果をもとに、利益相反関係にある取引等に直面した取締役の行為規範のあり方を検討する。

(3) 支配従属関係にある会社の取締役の利益相反行為その他の行為が、支配会社株主、従属会社少数株主の利益に及ぼす影響(あるいは損害を及ぼす蓋然性)に鑑み、これらの株主を保護するための規律の選択肢につい

て検討する。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究は、会社法における利益相反取引・競業取引に関する取締役の義務と責任のあり方の検討、および企業結合関係にある会社の株主、債権者の保護のあり方の検討、という2つの柱を有する。

(2) 第一段階として、利益相反状況にある取締役の義務と責任に関する内外の文献の収集と分析、および同時並行的に企業結合関係にある会社の株主・債権者の保護のための規律に関する内外の文献の収集と分析を行った。

(3) 第一段階において得られた知見をもとに、第二段階として、結合企業間の利益相反状況に対処する取締役の行為規制のあり方、および支配会社の株主、従属会社の少数株主の保護のあり方について検討した。

(4) また、本研究期間中に、企業統治と親子会社を柱とする会社法改正への議論が本格化し、本研究期間の最終年度に、改正法が成立した。改正会社法には、本研究に係る論点および関連する論点が多く含まれている。そのため、研究期間中に、企業再編の段階における会社債権者保護の問題にも研究範囲を拡大した。

(5) 以上の各段階の分析検討成果、および研究期間中に見出した新たな研究課題についての検討結果を、論文・図書において公表した。

## 4. 研究成果

### (1) はじめに

上記研究方法において述べたように、本研究はいくつかのフェーズに分かれる。また、本研究期間中には会社法の改正のほか、民法(債権法)の改正作業が佳境に入った。本研究の各フェーズには民法改正も少なからず影響した。

以下では、本研究期間中の研究のうち、公表されたものを中心に、概要を説明する。

(2) 利益相反取引に関与した取締役の責任  
利益相反取引に関与した取締役の会社に対する損害賠償責任については、平成17年の会社法制定による改正前の商法ならびに廃止前の有限会社法および株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律においても特別な定めが置かれていた。会社法はそれらを一引き継いだ形で取締役の任務懈怠責任として構成したが、とくに自己のために会社と取引をした取締役の任務懈怠責任に関して、当該責任が無過失責任か過失責任か、あるいは当該責任の成立要件(ないし免責事由)である任務懈怠と「責めに帰するこ

とができない事由」の意味内容をめぐって、会社法学説において様々な見解が主張されている。

また、取締役の会社に対する任務懈怠責任の法的性質は、取締役の会社に対する債務不履行責任と解されるところ、民法(債権関係)の改正の関する議論において、債務不履行責任の構造に関して、伝統的な民法理論からの脱却が図られている。このことが、利益相反取引に係る取締役の任務懈怠責任にも少なからず影響を及ぼしている。

この問題については、自己または第三者のために会社と取引を行う取締役にとって、その取引により会社に損害を生じさせないことが任務であると理解すべきである。直接取引によって会社に損害が生じたことを会社が証明すれば、相手方取締役は任務懈怠の推定を覆すことができなくなるが、この場合でも第三者のために会社と取引を行った取締役は、会社に損害を及ぼしたことに故意・過失がないこと、すなわち帰責事由がないことを証明すれば責任を免れることができる。しかし、自己のために会社と取引を行った取締役は、会社法428条1項により、帰責事由がないことを証明ができないから、無過失責任を負うと理解する。この立場では、利益相反取引によって損害が生じたことが責任成立の決定的要因となるため、何をもって利益相反取引によって生じた損害(=取締役が会社に被らせないことを引き受けた損害)とみるかについて、制限的な解釈を行う必要がある。

民法改正との関係では、債務不履行責任の免責事由である「債務者の責めに帰することのできない事由」とは、過失等ではなく、「契約の趣旨に照らして債務者がそのリスクを負担すべきであったと評価できない事由」を意味するものと解釈される。この上で、自己のために会社と取引した取締役の任務懈怠責任を無過失責任とする規律を維持するなら、会社法423条3項1号の対象を「356条1項の取締役(同項2号の取締役を除く)」とし、会社法428条1項を、「356条1項2号の取引によって株式会社に損害が生じたときは、同号の取締役はその任務を怠ったものとみなす。ただし、その者(自己のために同号の取引をした取締役を除く)がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合はこの限りでない」と改正することが考えられる。

### (3) 子会社の少数株主の保護

親子会社間で取引されるとき、子会社の取締役は親会社の意向を無視することができないために、親会社に有利で、子会社に不利な条件の取引がされる可能性がある。

この場合の子会社少数株主の保護について、ドイツでは、従属会社が支配企業の影響力行使により、損失を被った場合、支配企業は、従属会社の事業年度末までに従属会社に

生じた不利益を補償する義務を負うが(株式会社法311条1項)、従属会社に生じた損害を直ちに賠償する必要はない(事実上のコンツェルン規制)。

アメリカでは、支配株主は取締役と同じく会社ないし少数株主に信託義務を負うものとされる。これにより親子会社における利益相反問題に対処している。

日本の平成26年会社法改正では子会社少数株主の保護についてのルールはほとんど新設されなかった。わずかに、これに関する新制度として、個別注記表等に表示された親会社等との利益相反取引に関し、会社の利益を害さないよう留意した事項、および当該取引が会社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断・理由を事業報告の内容とし(改正会社法施行規則118条5号、128条3項、129条1項6号)これに対する監査役等の意見を監査報告の内容とする規制が導入されるにとどまった。

日本では、親会社による子会社利益の搾取が現実のものと認識されていないことなどが、本格的な立法がされない要因であると思われるが、法制度構築の選択肢として、諸外国の制度の検証を進めることは、今後も重要となる。

### (4) 多重代表訴訟制度の導入の評価

一方、親子会社規制における親会社株主の保護については、平成26年改正法においていくつかの新制度が導入された。その一つが、多重代表訴訟制度である。

多重代表訴訟とは、親会社の株主が、子会社およびその株主である親会社に代わって、子会社の損害賠償請求権を行使し、子会社の役員の責任を追及する訴訟である。アメリカでは、法人格否認の法理等を根拠に、判例法上多重代表訴訟の適用範囲が拡大されてきた。

平成26年会社法改正によって導入されたわが国の多重代表訴訟には、以下のような問題がある。

多重代表訴訟の提起権は少数株主権となっている。その理由として、濫訴を防止することや、完全親会社株主と完全子会社の関係が間接的であることが挙げられている。しかし、親会社株主の方が不当な責任追及をする可能性が高いとはいえず、また支配の間接性と少数株主権との間に理論的な結びつきはない。少数株主権となったため、多重代表訴訟は、結局のところ最終完全親会社等の大株主(機関投資家等)のための制度といえそうである。そうすると、提訴が最終完全親会社等の長期的利益に結びつく場合であっても、短期的な株価下落リスクを考慮して機関投資家等が提訴しない方に傾くなど、多重代表訴訟に期待される機能が低下することが懸念される。

多重代表訴訟の対象は、株主が通常の代表訴訟で追及できる(完全子会社の)取締役等

の責任のうち、当該責任の原因となった事実が生じた日において、完全親会社における完全子会社の株式の帳簿価格が完全親会社の総資産額として法務省令で定める方法により算出される額の5分の1を超える場合における当該責任（これを「特定責任」という）である。したがって、最終完全親会社等にとって重要でない子会社の役員等の責任は、多重代表訴訟の対象にならない。単体の会社では従業員の責任は代表訴訟の対象にならないところ、重要でない子会社の取締役は単体の会社における従業員に相当することが理由とされる。このように、単体の会社の代表訴訟の対象との均衡から説明するのであれば、多重代表訴訟の提訴権も単独株主権にしないと首尾一貫しないはずである。

また、完全親子会社関係にあることは、責任原因事実の発生時ばかりでなく提訴請求時および多重代表訴訟の訴訟継続中も要求されるところ、多重代表訴訟の提起後に親会社関係者にわずかの株式を発行または譲渡するなどして当該訴訟を逃れようとする場合に、解釈でこれに対応するのは困難である。

#### （5）子会社株式の譲渡その他の子会社の基礎的変更における親会社株主の関与

親子会社関係が形成されるとき、親会社株主は、親会社の収益の源泉である子会社の組織・活動から切り離されている。たとえば、子会社を設立して親会社の重要な事業部門を会社分割や事業譲渡の形で移転した場合や、事業会社が株式交換・株式移転を行ったことにより当該会社の株主が持株会社の株主になった場合、そのような再編後の子会社の事業は、親会社の株主がもともと投資した事業である。しかし、このような親子会社関係の創設により、親会社株主は、その後の当該事業の譲渡等に対して関与できないこととなった。これを「株主権の縮減」の問題という。

平成26年改正会社法は、子会社の株式等の譲渡であって、当該譲渡により譲り渡す株式等の帳簿価格が親会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1を超え、かつ当該親会社が、譲渡の効力発生日においてその子会社の議決権の総数の過半数を有しないときには、親会社の株主総会の特別決議によってその譲渡の契約の承認を受けなければならないものとする。これは、株主権の縮減問題に対処する改正である。この場合、譲渡対象は事業ではなく株式（支配株式）であるところ、重要な子会社株式の譲渡は、「事業」概念とは別個の株主への影響のみに焦点を当てた形式的要件のもとに新たに会社法467条1項に加わったものと理解できる。

なお、株主権の縮減の是正の観点からは、重要な子会社の基礎的変更にかかる意思決定にも、親会社株主の関与を認めることも考えられるが、この点の改正は見送られた。

#### （6）組織再編行為における債権者の保護 詐害的会社分割問題を中心として

企業の組織再編に関して、近年、いわゆる詐害的会社分割に関する法的紛争が目立つようになった。詐害的会社分割とは、債務超過に陥ったあるいは陥りそうな企業が、会社分割後、承継会社・設立会社に債務の履行の請求をすることができる債権者と、分割会社にしか請求できない債権者（残存債権者）とを恣意的に選別したうえで、承継会社・設立会社に優良事業や資産を承継させるなどして、残存債権者を不当に害する態様で行われる会社分割である。

詐害的会社分割について、裁判例では、民法の詐害行為取消権行使、破産法の否認権行使などによって対処されてきた。平成26年改正会社法は、詐害的会社分割における残存債権者の履行請求権制度を創設した。

この制度は、詐害的な会社分割があった場合、残存債権者が、会社分割あるいは個々の財産の移転を取り消すことなく、承継会社・設立会社に対して、債務の履行を請求できるという制度である。これは、詐害的会社分割における残存債権者の保護を、民法の一般原則に委ねるだけでなく、会社法自体に規定を設けることが適切であるとの考えに基づいている

会社法上の履行請求権も民法の詐害行為取消権も、「債権者を害すること」すなわち詐害性が行使要件になる。しかし、単独新設分割では、分割対価は設立会社の株式全部であり、それは分割会社から設立会社が承継した財産の価値と同じになるはずであって（したがって対価は相当である）、分割会社は分割対価としてこれ以上の価値のものを望むことはできない。これについては、新設分割の対価が相当であっても、残存債権者と債務が設立会社に承継される債権者（以下「承継債権者」という）との間で会社分割後の責任財産に許容できない不平等が生じることを、残存債権者に対する詐害と理解したり、分割を実行したうえで旧会社を清算した場合の弁済率が、分割をせずに事業継続した場合あるいは清算した場合の弁済率よりも低い場合は、残存債権者を害することになるとする構成が考えられる。

履行請求権は、詐害行為取消権の特則として定められたのではなく、詐害行為取消権とは独立した救済方法と位置づけられる。両者の違いとして、詐害行為取消権は債務者への現物返還を原則とし、また取消しは、取消債権者のためだけに行われるのではなく、すべての債権者の利益のために効力を生ずるのに対し、履行請求権は、分割会社の残存債権者の固有の利益のために認められる権利であり、残存債権者は、承継会社・設立会社に対し、自己のために直接履行請求をすることができること、詐害行為取消権を行使（訴訟提起）している間に分割会社において

破産手続等が開始された場合、当該訴訟は中断するが、取消権の行使は効力を失うわけではなく、破産管財人等がこれを受け継ぐことができるのに対し、分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定または更生手続開始の決定があったときは、履行請求権は行使できず、また履行請求権は分割会社の請求権ではなく残存債権者個人の権利と位置づけられるため、破産管財人等がこれを承継することもありえないこと、承継財産が第三者（転得者）に処分された場合、詐害行為取消権は一定の要件の下で転得者に対して行使できるが、改正会社法の履行請求権は転得者に対する請求権を含んでいないこと、が挙げられる。詐害的会社分割の局面において、残存債権者は、上記の相違点を勘案して、詐害行為取消権を行使するか、履行請求権を行使するかを、選択すべきことになる。

#### （7）本研究のインパクト等

利益相反取引に係る取締役の責任に関して、本研究は、現行会社法における最先端の解釈論を分析し、民法改正における新たな債務不履行理論をもとにして、会社法上の責任規制のあり方を提示している。これは、民法改正が実現した後に、利益相反取引を含む取締役の任務懈怠責任制度の規律および解釈を見直す際の、指針の一つになりうるものと考えられる。

企業結合関係における株主保護の問題については、諸外国の制度との対比に基づいて、日本の改正会社法により導入された制度を批判的に検討した。新制度の導入自体は、親会社株主保護の観点から一步前進といえるが、本研究で明らかにした弊害が生じる可能性を踏まえた適切な制度運用が期待される。

詐害的会社分割については、民法、倒産法、会社法の各分野からの多角的検討が必要になる。本研究において行った、民法の詐害行為取消権と会社法の履行請求権それぞれのメリット・デメリットの分析は、詐害的会社分割における残存債権者の救済方法の選択に関して一助となることが期待される。

#### 5．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

##### 〔雑誌論文〕(計 4 件)

北村雅史、会社分割等における債権者の保護、金融・商事判例、査読無、1461号、2015、102 - 109

北村雅史、親会社株主の保護、法律時報、査読無、87巻3号、2015、37 - 42

北村雅史、濫用的会社分割と詐害行為取消権(上)、商事法務、査読無、1990号、2012、4-11

北村雅史、濫用的会社分割と詐害行為取消権(下)、商事法務、査読無、1991号、2012、10-16

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 4 件)

田邊光政、吉井敦子、北村雅史ほか(合計 35 人)、民事法研究会、今中利昭先生傘寿記念・会社法・倒産法の現代的展開、2015、251 - 268 (総頁 809)

今中利昭、家近正直、北村雅史ほか(合計 23 人)、新日本法規、会社法改正の潮流、2014、35 - 54 (総頁 486)

岩原紳作、森本滋、北村雅史ほか(合計 12 人)、商事法務、会社法コンメンタール第 9 巻、2014、326 - 337 (総頁 424)

潮見佳男、片木晴彦、北村雅史ほか(合計 24 人)日本評論社、民・商法の溝を埋める、2013、112-121 (総頁 236)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

#### 6．研究組織

##### (1)研究代表者

北村 雅史 (KITAMURA Masashi)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90204916

##### (2)研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3)連携研究者

( )

研究者番号：